

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- \* 社会生活の学習の場である学校では、生徒・教員の誰もがいじめの当事者になり得るという意識を共有する。
- \* いじめは自尊感情の欠如と密接な関係があるため、学校の教育課程全般を通じて自尊感情を高める手だてを講ずる。
- \* ピア・サポート活動を通して、他者への感謝と思いやりの心を育む。

【未然防止】

- \* 自治意識・自浄力を高める
- \* 規範意識・自尊感情を高める
- \* ピア・サポート活動の推進
- \* 道徳教育と人権教育の推進
- \* 縦割り活動の推進
- \* 特別支援教育の充実
- 昨年度の取り組みの評価 —
- スクールロイヤーによるいじめ防止に向けての全校放送や体育祭や合唱祭等の行事での縦割り活動により、生徒にピアの心(他者を思いやる心)は、着実に育っている。

【早期発見】

- \* 学校生活実態調査(学期1回)
- \* 教育相談(1学期・2学期)
- \* 高中生活(学級担任)
- \* 学校生活アンケート(学期1回)
- \* 職員間の情報共有(一報の活用)
- \* 欠席者への連絡・家庭訪問
- \* 「生徒指導部会」「ハートルーム会議」
- 昨年度の取り組みの評価 —
- ・いじめ認知件数13件
- \* 重大事案に該当するいじめは0件
- 些細な「いじめ」も情報を元に積極的に認知した。

【早期対応】

- \* 学年部による実態把握
- \* いじめ対策小委員会で、いじめの認定と指導の方針確認
- \* 指導と当該家庭への指導・対応について連絡
- \* 再発防止のためのケア
- \* 登校渋滞・欠席が認められる場合は家庭訪問
- 昨年度の取り組みの評価 —
- いじめに発展する可能性を「生徒指導部会」や「ハートルーム会議」等の組織の連携によって、早期に対応する事で適切に支援する事ができた。

【PTAや地域との連携】

- \* PTA生活部による全保護者参加のあいさつ運動(5月~1月)
- \* 地区補導委員会への情報提供(毎月1回)
- \* 民生児童委員との情報交換会(年間2回) ※コロナ蔓延につき、中止
- \* 家庭教育の重要性についての啓発活動(学校通信等)

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- \* 道徳でいじめを題材とした授業の実施。
- \* 生徒会活動や行事でのピア・サポート活動の充実。
- \* アンケート項目にいじめを目撃した場合の質問項目を設定する。
- \* 生徒と職員が共に考える「学校生活のきまり」として、学校生活のきまりを生徒と共に考える場を設定した。

【いじめ対策委員会】

- (※小委員会はその内の教員で構成)
- 学校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事
- 養護教諭・特別支援コーディネーター
- 不登校担当・学年主任・PTA代表・民生委員
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー

【職員研修・指導体制】  
【取組等の点検】

- \* 「静岡県いじめ対応マニュアル」及び県の基本方針の確認
- \* 高洲中学校のいじめ防止基本方針の職員への周知
- \* 「いじめの定義」の周知と確認
- \* スクールカウンセラーを講師としたいじめ防止に関わる研修(年1回)
- \* アンケート結果、生徒指導月例調査結果からいじめ防止への取り組みを点検

【関係機関との連携】

- ・ 触法行為は躊躇なく、警察との連携を図る。
- ・ スクールカウンセラー等による心のケアを進める。
- ・ スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援を実施する。
- ・ 必要に応じて児童相談所・子ども家庭課等との連携する。